

第46回  
定 時 総 会 資 料

日 時 : 2025年2月22日(土) 午後3時30分開始  
場 所 : 茨城司法書士会館・Zoomミーティングルーム

茨城青年司法書士協議会

## 2024年度役員一覧

会 長	諏 訪 知 子
副会長	山野邊 義 敏
理 事	須 藤 勇 樹 (会計担当)
理 事	宮 部 正 樹
理 事	太 田 亮 介
理 事	久 松 伸 一
理 事	渡 邊 正 人
理 事	眞 壁 芳太郎
理 事	前 田 雅 子
理 事	桜 井 亮 平
理 事	根 本 香
理 事	石 光
監 事	松 井 直
監 事	田 中 麻衣子

## 第46回定時総会議事次第

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 議長選出
5. 議事録作成人並びに議事録署名人指名
6. 議 題
  - (1) 報告第1号 2024年度事業報告の件
  - (2) 議案第1号 2024年度決算報告承認の件
  - (3) 議案第2号 会則改正の件
  - (4) 議案第3号 役員改選の件
  - (5) 議案第4号 2025年度事業計画(案)承認の件
  - (6) 議案第5号 2025年度予算(案)承認の件
7. 閉会の言葉

## 2024年度総括

会長 諏訪 知子

一．私が2024年度会長として力を入れて取り組んだことは、以下の事項です。

### 1. 会費金額の検討

以前から繰越金が多いと感じていたので、会費を低くできないか検討しました。まず過去6年間の収支をまとめたところ、単年度では赤字の年度が3年あり、必ずしも毎年繰越金が増加しているわけではないことがわかりました。また、代表者会議で全国の単位青年会に会費金額を聞いたところ、茨城が特別に高額というわけではないことがわかりました。よって当面は会費金額は現状を維持することにしました。

### 2. 交通費の精算

茨城青司協の事業の運営のために会員が負担した交通費は、これまで精算していませんでした。しかし会員が負担を感じることなく事業の運営に協力してもらえよう、要件や金額を整理して、交通費の精算ができるようにしました。

### 3. 各種助成金の支給

全青司の全国大会、全国研修会、関東ブロック研修会の参加者に対し、これまではその時々で、茨城青司協からの参加助成金支給の有無、金額、要件を役員会で決めてきました。しかしこれらの大会・研修会への参加を恒常的に促進していくために、助成金支給の運用規定を定めました。2024年11月の静岡全国研修会から運用を開始しています。

### 4. 関東ブロック研修会基金の設置検討

11年に1度主管が回ってくる全青司関東ブロック研修会の開催資金を基金として毎年積み立てる仕組みを作るために議論を重ねました。

二．上記のほかに、特に感慨深かった事業について言及します。

### 1. 「LINE何でも相談」の運営

昨年度終盤から具体的な企画を開始し、本年度初頭から運営を開始したラインオープンチャット「LINE何でも相談」ですが、登録者は32名（2025年2月10日時点）となり、活発なやり取りが展開されています。新しい試みだったので、トラブル無く1年間経過したことがうれしいです。

### 2. 法律教室抜きの市民法律相談会

これまで市民対象の法律相談会は市民法律教室とセットで開催してきましたが、本年度は法律教室抜きの相談会を司法過疎地で開催しました。法律教室準備の手

間を省きつつも、市民への貢献や会員同士の学び合いという相談会の価値がストレートに感じられました。

三. 本年度は「持続可能な青司協」を目標に、会費の収支の見直しや会員の負担軽減のための検討に力を入れてきました。

会長を務めた1年間は、振り返るとあっという間でした。しかしこの1年間は、自分の未熟さを改めて感じると同時に、サポートしてくれる人、フォローしてくれる人、アドバイスしてくれる人の存在とありがたさを知った貴重な1年となりました。役員の皆様、会員の皆様、本当にありがとうございました。

以上

報告第1号

## 2024年度事業報告

### 年間事業報告（主催・共催）

2024年（令和6年）

- 2月17日（土）児童養護施設法律教室  
（児童家庭支援センターあいびー他5施設／Webex）
- 2月23日（金）総会前講演会（水戸市・茨城司法書士会館／Zoom）  
〃 定時総会（水戸市・茨城司法書士会館／Zoom）
- 3月19日（火）第1回役員会（Zoom）
- 4月24日（水）第2回役員会（Zoom）
- 5月16日（木）第3回役員会（Zoom）
- 6月15日（日）第4回役員会（土浦市・県南生涯学習センター）  
〃 第1回研修会（土浦市・県南生涯学習センター）
- 7月 9日（火）第5回役員会（Zoom）
- 8月10日（土）千葉茨城合同研修会（松戸市・松戸商工会議所）
- 8月20日（火）第6回役員会（Zoom）
- 8月31日（土）全国一斉子どものための養育費相談会（全青司と共催）  
（水戸市・茨城司法書士会館）
- 9月19日（木）第7回役員会（Zoom）
- 9月28日（土）法教育フォーラム（全青司と共催）
- 10月 6日（日）児童養護施設法律教室（児童養護施設るんびにー）
- 10月19日（土）懇親事業・ボウリング大会（勝田パークボウル）
- 10月24日（木）第8回役員会（Zoom）
- 11月16日（土）関東ブロック青年司法書士フォーラム  
（関東ブロック青年司法書士協議会として）（渋谷区・全理連ビル）
- 11月17日（日）市民法律相談会（茨城町役場 駒場庁舎）
- 11月28日（木）第9回役員会（Zoom）

- 1 1月30日（土）朝鮮学校法教育（茨城朝鮮初中高級学校）  
1 2月14日（土）第10回役員会（水戸市・茨城司法書士会館）  
第2回研修会（水戸市・茨城司法書士会館）  
2025年（令和7年）  
1月21日（火）第11回役員会（Z o o m）  
1月26日（日）全国一斉生活保護相談会（全青司と共催）  
（水戸市・茨城司法書士会館）

## 研修事業報告

### ◇総会前講演

- 2月23日（金・祝）水戸市・茨城司法書士会館／Z o o m  
「地域活性への取り組み～司法書士の新たな可能性～」講師：市ノ澤創会員

### ◇第1回研修会

- 6月15日（土）土浦市・県南生涯学習センター／Z o o m  
「遺言、任意後見、死後事務を総合的に支援・提案できるための基礎知識」  
講師：司法書士 勝猛一氏

### ◇千葉茨城合同研修会

- 8月10日（土）松戸市・松戸商工会議所  
第一部 「新しい司法書士像を目指して～顧問料をもらおう」  
講師：司法書士 太田垣章子氏  
第二部 「家庭裁判所の誕生と三淵嘉子～「虎に翼」の舞台裏」  
講師：明治大学法学部教授 村上一博氏

### ◇第2回研修会

- 12月14日（土）水戸市・茨城司法書士会館／Z o o m  
第一部 簡裁代理業務を中心とした事例報告  
報告者：久松伸一会員  
第二部 ワールドカフェ形式によるディスカッション  
①不動産決済の悩み ②会社設立登記、解散・清算終了登記の悩み

## 相談事業・法律教室事業報告

### ◇児童養護施設での法律教室

- 2月17日（土）児童家庭支援センターあいびー他5施設（W e b e x）  
講師：田中麻衣子会員・諏訪知子会員

### ◇全国一斉子どものための養育費相談会（電話相談）

- 8月31日（土）水戸市・茨城司法書士会館

### ◇児童養護施設での法律教室

- 10月6日（日）児童養護施設るんぴにー 講師：田中麻衣子会員・諏訪知子会員

### ◇市民法律相談会

- 11月17日（日）茨城町役場 駒場庁舎

### ◇朝鮮学校での法律教室

- 1 1月30日（土）茨城朝鮮初中高級学校高級部 講師：久松伸一会員  
◇全国一斉生活保護相談会（電話相談）  
令和7年1月26日（日） 水戸市・茨城司法書士会館（共催：茨城司法書士会）

### **親睦活動報告**

- ◇懇親会（定時総会後・研修会後に開催）  
2月23日（金・祝）・6月15日（土）・8月10日（土）・12月14日（土）  
◇懇親事業  
10月19日（土） ひたちなか市・勝田パークボウルにてボウリング大会

### **その他の事業報告**

- ◇全青司の開催する事業を会員に周知、参加を促進  
◇「青司協だより」を2024年7月と2025年1月に発行  
◇茨城青司協ホームページ及び Facebook ページの運営  
◇オープンチャット「LINE何でも相談」の運営

以上

## 2024年度収支決算書

上記について別紙のとおり監事の意見を添えて本総会の承認を求める。

(2024年2月1日～2025年1月31日)

収入合計	6,400,132	円
支出合計 (次期繰越金を除く)	2,664,069	円
差引残高	3,736,063	円

## 収入の部

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	2,352,000	2,352,000	0	30,000円×76名(未納0名) 15,000円×4名 12,000円×1名
雑収入	50,000	208,597	158,597	祝金・助成金・利息等 滞納会費の一部回収
繰越金	3,839,535	3,839,535	0	
合計	6,241,535	6,400,132	158,597	

## 支出の部

款	項目	予算額	決算額	比較増減	備考
事業費	研修会費	600,000	304,373	△ 295,627	講師謝礼金・会場費 等
	相談事業費	100,000	85,848	△ 14,152	全国一斉相談会等の広報費
	市民法律教室	200,000	148,980	△ 51,020	会場費、広報費、相談員日当、相談員交通費 等
	児童養護施設等法律教室	150,000	55,996	△ 94,004	広報費・講師日当・交通費等
	災害関連事業費	50,000	0	△ 50,000	関連事業参加補助
	親睦会費	300,000	129,785	△ 170,215	懇親会費補助、親睦事業補助
	広報費	200,000	157,764	△ 42,236	青司協便り発行費、HP管理費
	雑費	100,000	0	△ 100,000	計上なし
	小計	1,700,000	882,746	△ 817,254	
事務費	通信費	60,000	16,974	△ 43,026	役員通信費、切手代等
	印刷費	80,000	33,908	△ 46,092	総会資料印刷代等
	消耗品費	80,000	28,909	△ 51,091	事務用品、会長備品、会計備品
	支払手数料	30,000	13,530	△ 16,470	振込手数料
	会議費	250,000	227,231	△ 22,769	会場費、Zoom契約料、役員手当(15,000円×12人)等
	渉外費	800,000	467,041	△ 332,959	代表者会議参加補助(交通宿泊費)、全国大会・研修会等参加助成金
	慶弔費	50,000	10,000	△ 40,000	香典等
	雑費	50,000	230	△ 49,770	備品廃棄処分費
	小計	1,400,000	797,823	△ 602,177	
全青司会費		960,000	983,500	23,500	詳細は下記のとおり
予備費		500,000	0	△ 500,000	
小計		4,560,000	2,664,069	△ 1,895,931	
次期繰越金		1,681,535	3,736,063	2,054,528	
合計		6,241,535	6,400,132	158,597	
※全青司会費内訳：		会員12,000円×79名 特別会員6,000円×2名(内5月資格変更3,500円×1名) 5月入会7,000円×2名 6月入会6,000円×1名			

## 意見書

2024年度茨城青年司法書士協議会収支決算について予算額、収入金額、支払済金額を証票書類、帳簿等と照査の結果、計数については正確であり、予算の執行についても適正であることを認める。

2025年2月5日

監事

松井直 

監事

田中麻衣子 

議案第2号 茨城青年司法書士協議会会則改正（条文新設）案 承認の件

茨城青年司法書士協議会会則の条文を新設したいので、承認を求める。  
また、字句の修正については会長に一任する旨の承認も求める。

【提案理由】

1 1年に一度主管を務める全青司関東ブロック研修会開催のための資金（以下「同資金」という）は、従来、臨時の措置として予算から支出してきた。しかし、同研修会開催資金を毎回確実に確保していくためには、毎年の予算から一定金額を同資金のために分離して、基金として積み立てていくことが有用と考える。また、このような取り扱いは予算の使途の明確化にも資する。

よって上記取り扱いを可能にすべく、後記のとおり条項を新設したい。

茨城青年司法書士協議会  
会長 諏訪知子

【茨城青年司法書士協議会会則 条文新設案】

（関東ブロック研修会運営基金）

第26条 本会は、関東ブロック青年司法書士協議会の主催する全青司関東ブロック研修会（以下、「関ブロ研修会」という）の主管を務める際の運営資金の確保を目的とし、関ブロ研修会運営基金（以下、「本基金」という。）を設置し、基金を拠出することができる。

2 本基金に関する取り扱いについては、役員会の決議により定める関東ブロック研修会運営基金取扱規程に基づき運用する。

（参考）茨城青司協から関東ブロック研修会実行委員会への資金拠出の状況

- ・ 2001年7月開催時
  - ①同年1月（前年度予算から）50万円
  - ②同年5月（開催年度予算から）50万円
- ・ 2023年7月開催時
  - ①前年3月（前年度予算から）50万円
  - ②同年5月（開催年度予算から）50万円

（参考資料）別紙 関東ブロック研修会運営基金取扱規程（案）

# 茨城青年司法書士協議会

## 関東ブロック研修会運営基金取扱規程（案）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 茨城青年司法書士協議会（以下、「本会」という）は、関東ブロック青年司法書士協議会の主催する関東ブロック研修会（以下、「関ブロ研修会」という）の主管を務める際の当該研修会運営資金の確保を目的とし、本会会則第26条に基づき、関ブロ研修会運営基金（以下、「本基金」という。）を設置し、その取り扱いについて、茨城青年司法書士協議会関東ブロック研修会運営基金取扱規程（以下、「本規程」という。）を定める。

#### （基金の原資）

第2条 本会は、関ブロ研修会を主管する事業年度を除く毎事業年度ごとに、その事業年度の末日限り、本会会計より、本基金に金10万円を拠出する。ただし、毎事業年度ごとの拠出額は、当該事業年度の収支を鑑み、役員会の決議により増減することができる。

#### （寄付の受入れ）

第3条 本会は、前条による拠出の他、本基金の目的に賛同し寄付をする者（本会会員に限らず、団体を含む。）（以下、「寄付者」という。）からの寄付金をもって、本基金に対する拠出として受け入れることができる。

2 前項により寄付金を本基金に受け入れる場合、会長はその都度、次の事項を役員会に報告し、その寄付金の本基金への受入れの可否を役員会で決議しなければならない。

- 一 寄付者の氏名または名称（団体の場合は名称及び代表者名）
- 二 寄付金の総額
- 三 寄付者と本会の関係性

3 第1項の寄付金による本基金への拠出については、寄付者には本基金の返還請求権はなく、本会は本基金からの返還義務を負わない。

## 第2章 基金の管理

### (基金の管理)

第4条 本会は、次に掲げる帳簿類を作成し、本基金を本会会計とは別に管理または記録するものとする。

- 一 本基金の収支内訳表
- 二 本基金の現金出納帳
- 三 本基金への寄付者名簿

2 本基金の管理は、本基金の管理を目的とした金融機関口座（以下、「管理口座」という。）を開設し、管理口座への預金の方法で本基金を管理する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、本基金を現金で管理することができる。

3 本会は、本基金の寄付者または拠出者に対し、拠出の履行の証としての徴憑または証券は発行しない。

### (基金の管理者)

第5条 本会は、前条及び本規程に定める運用を行う者として、本基金の管理者（以下、「管理者」という。）を設置する。

2 本会の会計を担当する理事を前項の管理者とする。会計を担当する理事に事故または本基金を管理することができない事情があるときは、役員会で定める理事（会長及び副会長を含む。）がこれに当たる。

3 管理者は前条の帳簿類を作成し、管理口座の開設及び維持管理を行い、現金の場合はこれを本基金であることが分かるように明示して保管する。

### (収支報告)

第6条 本基金の収入支出については、毎事業年度ごとに収支報告書を作成し、役員会の承認及び監事の会計監査を経て、定時総会にて収支報告を行い、その承認を得るものとする。

2 本基金をその目的に則り使用した場合は、前項の収支報告は、関ブロ研修会の収支報告と合わせて行う。

## 第3章 基金の支出

### (基金の支出方法)

第7条 本会は、本基金の目的に則り、関ブロ研修会の主管を務める事業年度において、役員会の決議により、本基金を関ブロ研修会の運営に必要な資金に充て支出することができる。

2 本基金の支出については、役員会で次に掲げる事項を決定する。

一 本基金より関東ブロック研修会の運営資金に充てる額

二 関東ブロック研修会の収支決算で不足が生じる場合または生じた場合（赤字の場合）に本基金から追加で補填するかの別及びその額

三 関東ブロック研修会の収支決算で余剰が生じる場合または生じた場合（黒字の場合）に本基金に編入するかの別及びその額

3 支出した基金は、関ブロ研修会実行委員会の会計に編入し、当該実行委員会の会計担当者が開設する金融機関口座にて管理する。

#### 第4章 基金の廃止

（基金の廃止）

第8条 本基金の廃止は、本会会則改正と合わせて総会で決議する。

2 本基金が廃止されたときは、本基金の管理者は管理口座を解約し、その廃止の時点における本基金の残額を、本会会計に編入する。

3 本基金の廃止による前項に係る処理は、廃止された日が属する事業年度の定時総会にて報告する。

#### 第5章 雑則

（規程の変更）

第9条 本規程の変更は、役員会の決議により行う。

#### 附則

本規程は、令和7年 月 日から施行し、同日から適用する。

議案第3号

役員改選の件

## 2025年度事業計画案

### 1. 研修会等の開催

- (1) 基本的・応用的な業務に関する研修会・情報交換会の開催
- (2) LINEアプリ等を利用した実務等の相談・情報交換の場の提供

### 2. 無料法律相談会・市民法律教室

- (1) 地域貢献及び会員の資質向上を目的とした身近な法律問題に関する講演会の開催
- (2) 上記講演会と合わせた無料法律相談会の開催

### 3. 子ども・若者の権利擁護に関する活動

児童養護施設・茨城朝鮮学校等での法律教室の開催・施設職員等との情報交換

### 4. 各種社会問題等に対する取り組み

- (1) 養育費・生活保護などに関する無料電話相談会の開催
- (2) 上記相談会開催に向けた研修会、勉強会の開催

### 5. 災害被災者に対する支援

大規模災害被災者に対する支援活動

### 6. 広報活動

- (1) ホームページの運営及びFacebook等のSNSを活用した内外への情報発信
- (2) メーリングリストでの事業報告および会報誌「青司協便り」の発信

### 7. 親睦活動

- (1) 研修会後の懇親会開催など、会員同士の交流の場の提供
- (2) その他、各種親睦事業の開催

### 8. 全青司活動への参加・協力

- (1) 全国大会、全国研修会、ブロック研修会等への参加
- (2) 代表者会議及び役員会への参加

## 2025年度予算承認の件

上記について下記のとおり本総会の承認を求める。

### 記

1. 2025年度収入及び支出の総額は、それぞれ  
金 6,156,063 円とする（明細別紙のとおり）。
2. 予算に過不足が生じたときは、同一款内の各項目間の  
流用ができるものとする。

# 2025年度収支予算案

(2025年2月1日～2026年1月31日)

## 収入の部

項目	前年度	今年度	比較増減	備考
会費	2,352,000	2,370,000	18,000	30,000円×78名 15,000円×2名
雑収入	50,000	50,000	0	祝金・助成金・利息等
繰越金	3,839,535	3,736,063	△ 103,472	
合計	6,241,535	6,156,063	△ 85,472	

## 支出の部

款	項目	前年度	今年度	比較増減	備考
事業費	研修会費	600,000	600,000	0	講師謝礼金・会場費等
	相談事業費	100,000	100,000	0	全国一斉相談会等の広報費
	市民法律教室・相談会	200,000	200,000	0	会場費、広報費、日当、交通費
	児童養護施設等法律教室	150,000	150,000	0	広報費、日当、交通費
	災害関連事業費	50,000	50,000	0	関連事業参加補助
	親睦会費	300,000	300,000	0	懇親会費補助、親睦事業補助
	広報費	200,000	200,000	0	青司協便り発行費、HP管理費
	雑費	100,000	100,000	0	
	小計	1,700,000	1,700,000	0	
事務費	通信費	60,000	60,000	0	役員通信費、切手代等
	印刷費	80,000	80,000	0	総会資料印刷代
	消耗品費	80,000	80,000	0	事務用品等
	支払手数料	30,000	30,000	0	振込手数料
	会議費	250,000	250,000	0	会場費、Zoom契約料、役員手当(1万5千円×11人)
	渉外費	800,000	800,000	0	代表者会議参加補助、全国大会・研修会等参加助成金
	慶弔費	50,000	50,000	0	香典等
	雑費	50,000	50,000	0	
	小計	1,400,000	1,400,000	0	
全青司会費		960,000	948,000	△ 12,000	会員12000円×78名 特別会員6000円×2名
関ブロ基金積立金			100,000	100,000	
予備費		500,000	2,008,063	1,508,063	
次期繰越金		1,681,535	0	△ 1,681,535	2025年度は項目削除
合計		6,241,535	6,156,063	△ 85,472	

# 茨城青年司法書士協議会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、茨城青年司法書士協議会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長の事務所に置く。

(目的)

第3条 本会は、青年司法書士会員相互の緊密な結合により司法書士の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦
- (2) 業務の研究改善・関連法規の研究・発表
- (3) 研修会の開催
- (4) 友好団体等との交流
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、正会員及び準会員（以下、「会員」という。）をもって組織する。

(会員資格)

第6条 下記の者は、本会の会員資格を有する。

- (1) 司法書士登録をしている者
- (2) 司法書士の資格を有する者

(正会員及び準会員)

第7条 会員資格を有する者で、本会の目的に賛同し、入会の申込みをした者で、役員会が承認した者を会員とする。

- 2 会員のうち、会計年度2年目以降の者を正会員とし、会計年度初年度の者を準会員とする。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、その旨を会長に届けなければならない。

- 2 年度途中の退会であっても、会費は返還しない。

(除名)

第9条 役員会は、正当な事由なく会費を納入しない会員は、その決議により除名することができる。

- 2 役員会において会員として不適当と認めた者は、総会の決議により除名することができる。
- 3 年度途中の除名であっても、会費は返還しない。

### 第3章 会の機関

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 5名以上10名以内 (内1名会計担当を兼ねる。)
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任及び任期)

第11条 役員は総会において、司法書士登録後15年以内の会員の中から選任し、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(役員職務)

第12条 第10条に定める役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会の経理を処理する。
- (4) 理事は会務を処理する。
- (5) 監事は会計を監査する。

### 第4章 役員会

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長及び理事で組織し、会長が招集する。

(役員会の決議)

第14条 本会の業務執行は、役員会の決するところによる。

- 2 役員会は会長が議長となり、出席者の過半数で議決する。
- 3 可否同数の時は、議長が決する。

(役員会の決議事項)

第15条 次に掲げる事項は役員会の決議を経なければならない。

- (1) 事業計画に関する事項。
- (2) 総会に附議すべき事項。
- (3) 前各号に掲げるもののほか業務の執行に関する事項。

## 第5章 総会

(総会)

第16条 本会の総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ、会長がこれを招集する。

(総会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 役員会において、総会に附議すべきと決議した事項。
- (2) 会則の変更に関する事項。
- (3) 収支決算事項。
- (4) 正会員、準会員の除名

(議決の要件)

第18条 総会の決議は、出席会員（準会員を除く）の過半数で決する。但し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 前項の出席方法として、会員が総会の開催場所となる会場（以下、「総会会場」とする）へ直接出席する方法の他、総会会場と会員間の情報伝達における双方向性及び即時性が確保されたWeb会議システム（以下、「Web会議システム」とする）の利用により出席する方法も認めることができる。
- 3 Web会議システムの利用による出席の可否及び利用するWeb会議システムの種別は、役員会が決定する。
- 4 Web会議システムの利用による出席を認める場合、採決等議事運営の具体的方法は、役員会が決定する。

(議決権)

第19条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 総会の議長は、総会で選任する。

## 第6章 会 計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

(経費)

第22条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収支をもってあてる。但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会費)

第23条 会員は、会員の種別に従い次の会費を役員会で定める期日までに全額一括して納付しなければならない。

- (1) 正会員2年目以降 年額30,000円
- (2) 正会員1年目 年額15,000円
- (3) 準会員 無料

(慶弔)

第24条 会員の福祉を目的とし、相互扶助の精神に基づき、役員会の決議により定める慶弔規定に基づき、慶弔金等を支出することができる。

(出産による会費免除等)

第25条 妊娠出産する会員については、役員会の決議により定める出産による会費免除等に関する規定に基づき、会費の免除等を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は平成27年2月14日から施行する。
- 2 この会則は令和4年12月3日から施行する。

(令和4年12月3日改正)

## 茨城青年司法書士協議会慶弔規定

### (目的)

第1条 この規定は、会則24条に基づき、茨城青年司法書士協議会の慶弔金の支給に関して定める。

### (支給の範囲)

第2条 慶弔金を支給する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 会員の死亡(弔慰金) 金1万円
  - (2) 会員の配偶者又は第一親等の親族の死亡(弔慰金) 金5,000円
  - (3) その他、役員会において必要と認められたとき
- 2 慶弔金の支給と共に祝電若しくは弔電を送ることができる。

### (支出の方法)

第3条 慶弔金は、本規定に基づき会長及び副会長の合意により支出することができる。但し、直近の役員会において当該支出について承認を受けなければならない。

### (規定の改廃)

第4条 本規定の改廃は、役員会の決議により行う。

### 附則

#### (施行期日)

第1条 この規定は、2015年2月14日から施行する。

## 茨城青年司法書士協議会 出産による会費免除等に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、会則25条に基づき、妊娠し出産する会員（以下、単に「会員」という。）の会費を免除または既に納入済みの場合は還付（以下、「免除等」という。）をすることにより、会員が退会することなく安心して出産し、かつ、妊娠・出産を経ることによっても必要な情報から隔離されることなく速やかに司法書士業務への復帰を遂げることができるよう支援することを目的とする。

### (免除等をする会費)

第2条 免除等をする会費は、本会の会費から全国青年司法書士協議会の会費を差し引いた金額とする。

### (会費免除等の実施)

第3条 会員からの申し出により、役員会の決定で、当該申請があった日の属する年度の会費に限り、免除等をする手続きを行う。

2 当該申請は、会員が市区町村より母子健康手帳の交付を受けた時から、出産予定日より1年間を経過するまでの間において行うことができるものとし、また、申請期間が複数年度にまたがる場合においても、1回の妊娠において1回の申請を限度とする。

3 当該申請の時にすでに退会している者に対しては、免除等をする手続きは行わない。

### (規定の改廃)

第4条 本規定の改廃は、役員会の決議により行う。

### 附則

#### (施行期日)

第1条 この規定は、2015年2月14日から施行する。

#### (経過措置)

第2条 この規定は、2015年2月1日以降に申請可能会員等に対して適用する。

## 茨城青年司法書士協議会 会員名簿

2025年2月22日現在

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	川又 猛	31	宮口 明子	61	吉村 友紀
2	野原 達男	32	荘原 直輝	62	山口 陽一
3	宮本 衛市	33	田中 麻衣子	63	磯崎 益美
4	田部井 恵子	34	大塚 学	64	高木 豊美
5	山名 一夫	35	中島 麻由子	65	三田村 哲
6	児玉 卓郎	36	川又 晋	66	根本 大輝
7	長谷川 清	37	松井 智彦	67	富山 純
8	中崎 喜一郎	38	森島 和彦	68	橋本 啓司
9	藤井 里美	39	関 裕一郎	69	早川 有洋
10	武藤 徹	40	宮部 正樹	70	眞壁 芳太郎
11	大山 和美	41	松井 直	71	金子 梓
12	立川 成一	42	石井 友佳	72	前田 雅子
13	八木岡 京子	43	後藤 一誠	73	渡邊 正人
14	篠塚 健司	44	諏訪 知子	74	安恵 義和
15	塚本 由美	45	山本 真理子	75	木元 早雪
16	下村 通久	46	伊藤 拓也	76	根本 香
17	鈴木 伸洋	47	鈴木 潤	77	桜井 亮平
18	下山 竜二	48	須藤 勇樹	78	石 光
19	竹内 淳	49	久松 伸一	79	沼田 哲郎
20	石川 清人	50	太田 亮介	80	赤羽 祐樹
21	仁平 由香	51	市ノ澤 創		
22	岩田 哲孝	52	荒井 秀喜		
23	黒澤 竜太	53	矢野 光輝		
24	永井 功一	54	埜 一樹		
25	飯村 忠	55	山野邊 義敏		
26	竹内 孝行	56	近藤 有哉		
27	須藤 孝	57	大柳 幸人		
28	平岡 佳代	58	海老澤 慶秀		
29	橋本 亮	59	三宅 風太		
30	土田 七百人	60	根本 泰河		